

公的年金受給者のための 「確定申告事前説明会」のお知らせ

◎問い合わせ先 税務課市民税係 (☎ 82-1125) 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

公的年金受給者を対象とした「確定申告事前説明会」を開催します。「確定申告書の書き方がよくわからない」という人は、ぜひ説明会をご利用ください。

■対象 収入が公的年金収入のみの人
※農業収入、不動産収入、配当収入等のある人は対象となりません。ご注意ください。

■とき 1月27日(火)、28日(水)、29日(木)
※受付時間は、午前9:30～11:30、午後13:00～16:00です。

■ところ 市役所3階大会議室

■持参するもの

- 送付された確定申告書(送付されていない場合は、会場に用意してあります。)
- 年金の源泉徴収票など所得金額がわかるもの
- 生命保険料・地震保険料等の支払証明書
- 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票等)
- 計算用具(電卓等)および筆記用具
- 印判(スタンプ印は不可)
- 本人名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)

介護保険係からのお知らせ

～確定申告時における控除について～

障害者控除について

平成20年12月31日現在、65歳以上で介護保険の要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす方は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。控除を受ける方は、高齢障害課介護保険係に申請書を提出してください。(要印判)

社会保険料控除について

介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。

納付金額については、普通徴収(納付書による納付・口座振替)で保険料を納めている方は納付済通知書(1月下旬発送予定)、特別徴収(年金からの天引き)で保険料を納めている方は、公的年金等の源泉徴収票で確認してください。両方の方法で納付した方は、納付済通知書と源泉徴収票に記載された介護保険料の合計が社会保険料控除の対象となります。

なお、非課税年金の障害年金と遺族年金から介護保険料が引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をされる方には納付済通知書を発行しますので、お手数ですが高齢障害課窓口までお越しください。

◎問い合わせ先 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

電子証明書を取得して e-Tax を利用しませんか

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、申告期間内にe-Tax(国税電子申告・納税システム)で行う場合、所得税額から最高5,000円(その年の所得税額が限度)が控除されます。(平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた人は受けられません。)

 詳細については、e-Tax 確定申告特集ページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>

▶ e-Tax を利用するために必要なもの
住民基本台帳カード、電子証明書、ICカードリーダライタ

※確定申告時期が近づくと住民基本台帳カードの交付、電子証明書の発行の際に窓口で相当お待ちいただく場合もあります。電子証明書の取得はお早めにお願います。住民基本台帳カード、電子証明書の取得方法の詳細については、下記にお問い合わせください。



【問い合わせ先】市民課 (☎ 82-1140)

e-Tax とは、以下のような国税に関する各種手続きについて、インターネットを利用して電子的に行えるシステムです。

- 所得税、法人税、消費税(地方消費税を含む)、酒税および印紙税に係る申告
- 国税に関する全税目の納税
- 申請・届出等(青色申告の承認申請、納税地の異動届および納税証明書の交付請求など)